

情報公開窓口のご案内

(概要)

独立行政法人航海訓練所の保有する法人文書の情報公開の実施については、独立行政法人等の保有する情報公開に関する法律（平成13年法律第140号）（以下、「情報公開法」という。）及び独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律施行令（平成14年政令第199号）（以下、「施行令」という。）のほか、独立行政法人航海訓練所の情報公開実施に関する達の定めによります。

この達については、HP上の「開示の実施方法及びその手数料に関する定め」を「[クリック](#)」して下さい。

(開示請求方法)

法人文書の情報公開について、開示請求書の提出窓口は独立行政法人航海訓練所事務局総務課（以下、「請求窓口」という。）に直接提出する方法か、又は、開示請求書を下記宛に郵送する方法の、いずれかの方法により請求してください。

請求窓口の受付時間は、平日の午前9時から正午及び午後1時から午後5時までとなります。

(開示実施までの手順)

請求窓口の開示請求があった日から30日以内に、開示請求に係る法人文書の全部又は一部を開示することを、書面をもってお知らせいたします。

開示の実施を受ける方は、知らせを受けた日から30日以内に開示実施の方法等について法人文書の開示の実施方法等の申出書を提出してください。

(開示請求書などの様式)

「法人文書開示請求書」（様式第1号）及び「法人文書の開示の実施方法等の申出書」（様式第12号、13号及び14号）などについては、請求書様式（PDF書類）をご利用ください。

(手数料の額等)

開示請求書手数料：法人文書1件当たり300円（非課税）となります。

開示実施手数料：別表に定める額（非課税）が必要となります。

また、開示の実施を受ける者は、開示実施手数料のほか郵送料を納付して法人文書の写しの送付を求めることができます。

練習船から法人文書の写しの送付を希望する場合は、通信費実費がかかる場合があります。

(手数料の納入方法)

開示請求書手数料の納入については、請求窓口直接来所し開示請求を希望される場合には、直接現金により納入してください。

現金により納入を希望されない場合や、郵送により開示請求される場合は、郵便為替又は下記の口座に郵便振替か銀行振込みを行って下さい。請求窓口に来所する時は、それを証明できる書類等を持参するか、郵送する場合は開示請求書に添付してください。

また、開示実施手数料、郵送料及び通信費についての納入方法についても、同じ取扱とします。

<郵便振替>

- ・口座記号番号 記号10990 番号2801311
- ・名 義 人 独立行政法人航海訓練所 理事長 岡野良成
(トクツギョウセイジンコウカイクレンシヨ リジチョウ カノヨシナリ)

<銀行振込>

- ・銀行名口座番号 三菱東京UFJ銀行 横浜支店 普通預金4010777
- ・口 座 名 義 独立行政法人航海訓練所 理事長 岡野良成
(トクツギョウセイジンコウカイクレンシヨ リジチョウ カノヨシナリ)
振替・振込手数料は個人負担となります。

(その他)

生活保護を受けているなど経済的困難により手数料を納付する資力がないと認められる方については、開示請求1件につき2,000円を限度として、手数料の減額又は免除を受けることができます。

減額又は免除を受けたい方は、「開示実施手数料の減額(免除)申請書(様式第15号)」(PDF書類)を提出してください。

(問い合わせ先)

<請求窓口>

独立行政法人航海訓練所 事務局総務課
住所 〒231-0003 神奈川県横浜市中区北仲通5丁目57番地 横浜第2合同庁舎
TEL 045-211-7302 FAX045-212-0006
E-mail mail@kohkun.go.jp

別表

(開示実施手数料)

法人文書の種別	開示の実施方法	手数料の額 (非課税)
一 文書又は図画 (二の項から四の項までのいずれかに該当するものを除く。)	イ 閲覧	100円/100枚
	ロ 写真撮影し印刷紙に印刷したものの閲覧	100円/枚 に12枚までごとに750円を加えた額
	ハ 複写機により複写したものの交付	20円/枚 (A3判以下) 60円/枚 (A2判) 110円/枚 (A1判)
	ニ 写真撮影し印画紙に印画したものの交付	130円/枚 (L判) に12枚までごとに750円を加えた額 530円/枚 (六切り) に12枚までごとに750円を加えた額
二 マイクロフィルム	イ 用紙に印刷したものの閲覧	10円/枚
	ロ 専用機器により映写したものの閲覧	300円/巻
	ハ 用紙に印刷したものの交付	70円/枚 (A4判) 130円/枚 (A3判) 250円/枚 (A2判) 510円/枚 (A1判)
三 写真フィルム	イ 印画紙に印画したものの閲覧	10円/枚
	ロ 印画紙に印画したものの交付	30円/枚 (L判) 440円/枚 (六切り)

法人文書の種別	開示の実施方法	手数料の額（非課税）
四 スライド（九の項に該当するものを除く。）	イ 専用機器により映写したものの閲覧	400円／巻
	ロ 印画紙に印画したものの交付	120円／枚（L判） 1,500円／枚（六切り）
五 映画フィルム	イ 専用機器により映写したものの視聴	400円／巻
	ロ ビデオカセットテープに複写したものの交付	3,300円（8 ^{ミリ} フィルム）に10分までごとに1,550円を加えた額 12,300円（16 ^{ミリ} フィルム）に10分までごとに3,650円を加えた額 14,000円（35 ^{ミリ} フィルム）に10分までごとに4,450円を加えた額
六 録音テープ（九の項に該当するものを除く。）又は録音ディスク	イ 専用機器により再生したものの視聴	300円／巻
	ロ 録音カセットテープに複写したものの交付	600円／巻
七 ビデオテープ又は録画ディスク	イ 専用機器により再生したものの視聴	300円／巻
	ロ ビデオカセットテープに複写したものの交付	700円／巻

法人文書の種別	開示の実施方法	手数料の額（非課税）
八 電磁的記録 （五の項から七の項までに該当するものを除く。）	イ 用紙に出力したものの閲覧	200円／100枚 （A3判以下）
	ロ 専用機器により再生したものの閲覧又は視聴	550円／0.5メガバイト
	ハ 用紙に出力したものの交付	20円／枚（A3判以下）
	ニ フレキシブルディスクカートリッジ（3.5インチFD（2HD））に複写したものの交付	80円／枚 に0.5メガバイトまでごとに220円を加えた額
	ホ 光ディスク（CD-R）に複写したものの交付	200円／枚 に0.5メガバイトまでごとに220円を加えた額
	ヘ 幅12.7ミリメートルのオープンリールテープに複写したものの交付	4,000円／巻 に1メガバイトまでごとに220円を加えた額
	ト 幅12.7ミリメートルの磁気テープカートリッジに複写したものの交付	1,900円／巻（日本工業規格X 6123 X 6132） 2,800円／巻（同 X6135） 7,200円／巻（国際標準化機構 IS14833） 9,800円／巻（同 IS15895） 16,800円／巻（同 IS15307） ・上記定額にそれぞれ1メガバイトまでごとに220円を加えた額

法人文書の種別	開示の実施方法	手数料の額（非課税）
	チ 幅8ミリメートルの磁気テープカートリッジに複写したものの交付	1,250円/巻（日本工業規格X 6141） 2,450円/巻（同 X6142） 13,400円/巻（国際標準化機構 IS15757） ・上記定額にそれぞれ1メガバイトまでごと220円を加えた額
	リ 幅3.81ミリメートルの磁気テープカートリッジに複写したものの交付	980円/巻（日本工業規格X 6127） 2,000円/巻（同 X6129） 4,150円/巻（同 X6130） 6,000円/巻（同 X6137） ・上記定額にそれぞれ1メガバイトまでごとに220円を加えた額
九 スライド及び録音テープ（音声を録音した録音テープを同時に視聴する場合におけるものに限る。）	イ 専用機器により再生したものの視聴	700円/巻
	ロ ビデオカセットテープに複写したものの交付	5,200円（20枚を越えるときは5,200円＋110円/枚）

備考 一の項ハ、二の項ハ又は八の項ハの場合において、両面印刷の用紙を用いる時は、片面を一枚として額を算定する。

（通信費）

通信費（実費）	航海訓練実施海域	通信料単価（課税及び免税）
船舶から写しの転送	遠洋航海 （インマルサット利用）	300円/枚（A4版換算）
	日本近海・沿海周辺 （衛星船舶電話利用）	100円/枚（A4版換算）

（開示実施手数料の減免）

手数料の減免額	開示請求1件につき	限度額 2,000円
---------	-----------	------------

法人文書開示請求書

平成 年 月 日

独立行政法人航海訓練所理事長 殿

氏名又は名称: (法人その他の団体にあつてはその名称及び代表者の氏名)

住所又は居所: (法人その他の団体にあつては主たる事務所等の所在地)

〒 TEL ()

連絡先: (連絡先が上記の本人以外の場合は、連絡担当者の住所・氏名・電話番号)

独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律第3条の規定に基づき、下記のとおり法人文書の開示を請求します。

記

1 請求する法人文書の名称等

(請求する法人文書が特定できるよう、法人文書の名称、請求する文書の内容等をできるだけ具体的に記載してください。)

2 求める開示の実施の方法等(本欄の記載は任意です。)

ア又はイに○印を付してください。アを選択された場合は、その具体的な方法等を記載してください。

ア 事務所における開示の実施を希望する。 〈実施の方法〉 ① 閲覧 ② 写しの交付 ③ その他()
〈実施の希望日〉
イ 写しの送付を希望する。

開示請求手数料の納入方法 ①現金 (直接払い又は現金書留)
②郵便為替又は郵便振替
③銀行振込

上記の一に○印を付け、②又は③の場合は支払を証明できる書類等を添付して下さい。

* この欄は記入しないでください。

担当課	
備考	

＜記載に当たっての注意事項＞

1 「氏名又は名称」「住所又は居所」

個人で開示請求をする場合は、あなたの氏名、住所又は居所を、法人その他の団体の場合にあっては、その名称と代表者の氏名及び所在地を記載してください。

ここに記載された住所及び氏名により、開示決定通知等を行うこととなりますので、正確に記入願います。

連絡等を行う際に必要となりますので、電話番号も記載してください。

2 「連絡先」

連絡等を行う場合に、「氏名又は名称」欄に記載された本人と異なる方に行う必要があるときは、連絡担当者の氏名、住所及び電話番号を記載してください。

3 「請求する法人文書の名称等」

開示を請求する法人文書について、その名称、お知りになりたい情報の内容等をできる限り具体的に記載してください。

4 「求める開示の実施の方法等」

請求される法人文書について開示決定がされた場合に、開示の実施の方法、事務所における開示を希望される場合の希望日についてご希望がありましたら、記載してください。

なお、開示の実施の方法等については、開示決定後に提出していただく「法人文書の開示の実施方法等申出書」により申し出ることができます。

＜開示請求手数料の納入方法について＞

開示請求を行う場合には、1件の法人文書について300円を納付していただくこととなっています。

納入方法については、以下の方法をお選び下さい。

○現金（直接払い又は現金書留）

○郵便為替又は郵便振替

- ・口座記号番号 記号10990 番号2801311
- ・名 義 人 独立行政法人航海訓練所 理事長 岡野良成
(トクツギョウセイホウジンコウカイケンレンシヨ リジチョウ カノヨシナリ)

○銀行振込

- ・銀行名口座番号 三菱東京UFJ銀行 横浜支店 普通預金401077
- ・口 座 名 義 独立行政法人航海訓練所 理事長 岡野良成
(トクツギョウセイホウジンコウカイケンレンシヨ リジチョウ カノヨシナリ)

振替・振込手数料は個人負担となります。

なお、開示請求の開始は、開示請求書の記載内容に誤りが無く、開示請求手数料が納入されたことを、独立行政法人航海訓練所事務局総務課で確認した日から開始されます。

＜問い合わせ先＞

- 独立行政法人航海訓練所 事務局総務課
- 住所 〒231-0003 神奈川県横浜市中区北仲通5丁目57番地 横浜第2合同庁舎
- Tel 045-211-7302 FAX045-212-0006
- E-mail mail@kohkun.go.jp

法人文書の開示の実施方法等申出書

独立行政法人航海訓練所理事長 殿

氏名又は名称
住所又は居所
連絡先電話番号

独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律第 15 条第 3 項の規定に基づき、下記のとおり申出をします。

記

1 法人文書開示決定通知書の番号等

日 付
文書番号

2 求める開示の実施の方法

下表から実施の方法を選択し、該当するものに○印を付してください。

法人文書の名称	種類・量	実施の方法	
		1	①全部 ②一部()
		2	①全部 ②一部()
		3	①全部 ②一部()

3 開示の実施を希望する日

4 「写しの送付」の希望の有無 (有 : 同封する郵便切手の額 円)
無

5 開示実施手数料の納付方法 ①現金 (直接払い又は現金書留)
②郵便為替又は郵便振替
③銀行振込

上記の一に○印を付け、②又は③の場合は支払を証明できる書類等を添付して下さい。

6 担当課等

独立行政法人航海訓練所 事務局総務課
住所 〒231-0003 神奈川県横浜市中区北仲通 5 丁目 5 7 番地 横浜第 2 合同庁舎
TEL 045-211-7302 FAX045-212-0006

法人文書の開示の実施方法等申出書

独立行政法人航海訓練所理事長 殿

氏名又は名称
住所又は居所
連絡先電話番号

法人文書開示決定通知書(平成 年 月 日付け第 号)により通知のありました法人文書について、既報のとおり開示を受けるので、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律第 15 条第 3 項及び同施行令第 11 条第 1 項の規定に基づき、申出をします。

- 開示実施手数料の納入方法
- ①現金 (直接払い又は現金書留)
 - ②郵便為替又は郵便振替
 - ③銀行振込

上記の一に○印を付け、②又は③の場合は支払を証明できる書類等を添付して下さい。

- 写しの送付による場合:同封する郵便切手の額 円分

担当課等

独立行政法人航海訓練所 事務局総務課

住所 〒231-0003 神奈川県横浜市中区北仲通 5 丁目 5 7 番地 横浜第 2 合同庁舎

Tel 045-211-7302 FAX045-212-0006

法人文書の更なる開示の申出書

独立行政法人航海訓練所理事長 殿

氏名又は名称
住所又は居所
連絡先電話番号

独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律第 15 条第 5 項の規定に基づき、下記のとおり申出をします。

記

- 1 更なる開示を求める法人文書の名称
- 2 開示決定通知書の日付及び文書番号
(平成 年 月 日付け第 号)
- 3 最初に開示を受けた日
- 4 更なる開示の実施の方法等

(事務所における開示の実施を受ける場合、その希望日)

(写しの送付を希望する場合は、その旨)

* 法人文書の同じ部分について、最初に開示を受けた開示の実施の方法と同じ開示の実施の方法を受けることはできません。

- 5 手数料の納付について

- ①現金 (直接払い又は現金書留)
- ②郵便為替又は郵便振替
- ③銀行振込

上記の一に○印を付け、②又は③の場合は支払を証明できる書類等を添付して下さい。

開示実施手数料の減額(免除)申請書

独立行政法人航海訓練所理事長 殿

氏名又は名称
住所又は居所
連絡先電話番号

独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律第 17 条第 3 項の規定に基づき、下記のとおり、法人文書の開示実施手数料の減額(免除)を申請します。

記

1 開示決定のあった法人文書の名称等

(開示決定通知書の日付・番号:)

2 減額(免除)を求める額

3 減額(免除)を求める理由

- ① 生活保護法(昭和 25 年法律第 144 号)第 11 条第 1 項第○号に掲げる扶助を受けており、手数料を納付する資力がないため。
- ② その他

(注) ①又は②のいずれかに○印を付してください。

①に○を付した場合は、当該扶助を受けていることを証明する書面を添付してください。

②に○を付した場合は、その理由を具体的に記載するとともに、その事実を証明する書面を添付してください。